

入 札 公 告 （ 物 品 ）

高松南警察署公告第6号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号。以下「規則」という。）第166条の規定により公告する。

令和8年9月1日

高松南警察署長 山原 孝浩

1 入札に付する事項

- (1) 購入物品名及び数量
自動車用燃料の購入（単価契約）
- (2) 購入物品の要求諸元
仕様書による
- (3) 納入場所
仕様書による
- (4) 契約期間
令和8年10月1日～令和9年3月31日
- (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額（仕様書に示した購入見込数量に対する総価。当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額を記載するものとする。）に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。ただし、軽油引取税を含む品目については、見積もった契約金額から軽油引取税を控除した金額の110分の100に相当する金額に、軽油引取税を加算した金額を内訳単価として、入札書に記載する金額を積算すること。

契約は、落札者が提出した入札書の内訳単価に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額による単価契約とする。ただし、軽油引取税を含む品目については、落札者が提出した入札書の内訳単価から軽油引取税を控除した金額に100分の10に相当する金額を加算した後に軽油引取税を加算した金額を契約金額とする。

2 契約書作成の要否 要

3 電子契約の可否 可とする。

電子契約を希望する場合は、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を電子入札システム又は電子メールにより提出すること。

【電子入札システムにて提出する場合】

入札時まで、入札書提出画面において、「添付資料」欄に添付すること。

【電子メールにて提出する場合】

県が契約書案の送付をする時まで、下記メールアドレスあてに提出すること。その際、電子メールの件名を「電子契約同意書兼メールアドレス確認書（自動車用燃料の購入（単価契約））」とすること。

提出先：kstakamatuminami@pref.kagawa.lg.jp

4 契約の内容を示す日時及び場所等（入札説明書の交付等）

令和8年9月1日から同年9月8日まで（香川県の休日を定める条例（平成元年条例第1号）第1条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から午後5時の間）

郵便番号 761-8511

香川県高松市多肥上町1251番地8

高松南警察署

電話番号 (087) 868-0110 内線 230

FAX番号 (087) 889-0996

なお、入札説明書等の郵送等（FAX・メール）を希望する場合は、上記担当に連絡すること。

5 契約の内容に関する質問の受付

契約の内容に関する質問がある場合は、令和8年9月10日午後5時までに質問者名、質問事項を記した文書を4に示した場所に提出すること。

回答は、令和8年9月11日から同年9月14日までの間（休日を除く午前9時から午後5時まで）、4で示した場所で閲覧に供するとともに、同年9月14日5時までに質問者及び本公告に係る入札説明書の交付を受けた者全員にFAX（メール）で送付する。

6 入札及び開札を行う日時及び場所

令和8年9月25日 午前10時00分

香川県高松市多肥上町 1251 番地 8
高松南警察署 5 階会議室

- 7 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便（以下「信書便」という。）による入札の可否
否とする。
- 8 入札保証金及び契約保証金
規則第 152 条各号に該当する場合は減免するので、減免を希望する者は、令和 8 年 9 月 15 日までに入札保証金及び契約保証金減免申請書を高松南警察署に提出すること。審査の結果は、令和 8 年 9 月 17 日までに通知する。
- 9 入札者の参加資格
次に掲げる要件を満たす者であること。
(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
(2) 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格において、A 級に格付けされている者であること。
(3) (2) の競争入札参加資格において、香川県内に本社（本店）を有する者、又は県内に支店、営業所等の事業所を有しかつその長が代理人として香川県との商取引に係る権限を委任されている者であること。
(4) 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止措置を現に受けていない者であること。
(5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。
① 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者
② 民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者
(6) 仕様書に示す条件を満たしている給油所を有していること。
- 10 入札者に要求される事項
入札に参加を希望する者は、9 の (6) の要件を満たすことを証明する書類を令和 8 年 9 月 15 日午後 5 時までに、4 に示した場所に提出（郵送の場合は令和 8 年 9 月 15 日午後 5 時必着）し、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
提出された書類の審査に合格した者に限り入札に参加できるものとし、審査の結果は、入札日の前日までに通知する。
- 11 入札の無効
本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び規則第 171 条各号に掲げる場合における入札は無効とする。
- 12 入札又は開札の取消し又は延期による損害
天災その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等によりに競争の実効がないと認められ、若しくはそのおそれがあると認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。
- 13 落札者の決定方法
規則第 147 条第 1 項の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
なお、入札結果は、香川県物品の買入れ等の契約に係る競争入札等の周知及び結果の公表に関する要綱に基づき公表する。
- 14 契約締結の期限
落札者は、県から契約書案の送付を受けた日から 5 日（休日の日数は、算入しない。）以内に契約の締結に応じなければならない。この期間内に契約の締結に応じないときは、その落札は無効とする。ただし、天災その他やむを得ない理由がある場合は、この期間を延長することがある。
- 15 予約完結権の譲渡
落札者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡してはならない。
- 16 その他
(1) 詳細は、入札説明書による。
(2) 落札者が正当な理由がなく契約を締結しないときは、「香川県物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領」に基づく措置を講じる。